

新潟県教育委員会告示第10号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p><b>第9条</b> 教員相当臨時職員以外の臨時職員の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料は<u>正規教職員の例による。ただし、給料月額については、市町村立学校職員給与条例第5条第1項第2号及び第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">給料表の区分</td> <td style="border: 2px solid black;">超えることができない級号給</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">行政職給料表</td> <td style="border: 2px solid black;">職務の級1級の36号給</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">学校栄養職給料表</td> <td style="border: 2px solid black;">職務の級1級の65号給</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p>	給料表の区分	超えることができない級号給	行政職給料表	職務の級1級の36号給	学校栄養職給料表	職務の級1級の65号給	<p><b>第9条</b> 教員相当臨時職員以外の臨時職員の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料は<u>月額とし、その額は、定数内職員に準じて計算された行政職給料表1級又は学校栄養職給料表1級の号給相当額の範囲内の額とする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>
給料表の区分	超えることができない級号給						
行政職給料表	職務の級1級の36号給						
学校栄養職給料表	職務の級1級の65号給						